

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

行政職給料表（一）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	161	6.1%	事務員	53	161	6.1%	事務員級
				技術員	16			
				保育士	10			
				保育教諭	5			
				保健師	4			
				任期付短時間勤務	73			
				計	161			
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	264	9.9%	主事補	149	264	9.9%	主事補級
				技師補	41			
				保育士	40			
				保育教諭	19			
				保健師	14			
				任期付短時間勤務	1			
				計	264			
3級	1 専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 定型的業務を処理する担当の統括的業務を補佐する職務	491	18.5%	主事	261	491	18.5%	主事級
				技師	105			
				保育士	67			
				保育教諭	37			
				保健師	18			
				看護師	2			
				准看護師	1			
計	491							
4級	1 特に専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 業務を処理する担当の統括的業務を補佐する職務	829	31.2%	主任	437	829	31.2%	主任級
				技術主任	216			
				保育主任	53			
				主任保育教諭	25			
				再任用	98			
				計	829			
5級	1 課等の長を直接補佐する職務 2 課等又は部等に設けられた室長の職務 3 業務を処理する担当の統括的業務を行う職務 4 比較的規模の小さい出先機関等の長の職務	480	18.1%	係長	358	480	18.1%	係長級
				室長	17			
				所長	1			
				副所長	1			
				館長	1			
				園長	11			
				統括係長	48			
				主計幹	1			
				再任用	42			
				計	480			

6級	1 困難な業務を担当する課等の長を直接補佐する職務 2 課等又は部等に設けられた困難な業務を行う室長の職務 3 困難な業務を処理する担当の統括的業務を行う職務 4 出先機関等の長の職務	172	6.5%	課長補佐 室長 所長 副所長 副園長 統括係長 主計幹 再任用 計	125 5 9 1 1 1 1 29 172	172	6.5%	課長補佐級
7級	1 課等の長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 部等の次長の職務 4 特命事項又は特定業務を推進する業務を行う職務 5 規模の大きい出先機関等の長の職務	168	6.3%	課長 事務局長 次長 主幹 事務長 室長 所長 館長 再任用 計	77 1 2 52 1 3 23 2 7 168	168	6.3%	課長級
8級	1 部等の長の職務 2 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 3 局等の次長の職務 4 困難な特命事項又は特定業務を推進する業務を行う職務 5 困難な業務を行う出先機関等の長の職務	70	2.6%	部長 事務局長 次長 参事 副館長 副所長 館長 室長 所長 場長 計	27 2 2 11 3 3 2 15 4 1 70	70	2.6%	部長級
9級	1 局等の長の職務 2 特に困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 3 特に困難な特命事項又は特定業務を推進する業務を行う職務 4 特に困難な業務を行う出先機関等の長の職務	20	0.8%	局長 防災審議監 会計管理者 消防長 事務局長 教育次長 理事 計	11 1 1 1 1 1 4 20	20	0.8%	局長級
合計		2,655	100.0%					

※割合については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

技能労務職給料表（二）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	17	2.8%	技能員	9	17	2.8%	技能員級
				調理師	4			
				作業員	4			
				計	17			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	29	4.8%	技能士補	18	29	4.8%	技能士補級
				調理員	4			
				調理師	5			
				技工員	2			
				計	29			
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	19	3.1%	技能士	10	19	3.1%	技能士級
				調理師	9			
				計	19			
4級	1 相当数の技能労務職員の統括的業務を行う職務 2 業務上相当数の技能労務職員を指揮し、及び指導する職務 3 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	530	86.9%	班長	51	530	86.9%	技能主任級
				技能主査	86			
				調理長	14			
				技能主任	181			
				主任技工士	30			
				調理主任	90			
				再任用	78			
				計	530			
5級	1 課等の長を直接補佐する職務 2 多数の技能労務職員の統括的業務を行う職務	15	2.5%	統括班長	15	15	2.5%	統括班長級
				計	15			
合計		610	100.0%					

※割合については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

消防職給料表（三）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	58	9.2%	消防士	58	58	9.2%	士消級防
				計	58			
2級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務 3 定型的業務を処理する担当の統括的業務を補佐する職務	187	29.7%	消防副士長	53	187	29.7%	消防士長級
				消防士長	134			
				計	187			
3級	1 特に専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 困難な業務を処理する担当の統括的業務を補佐する職務	239	37.9%	主任	197	239	37.9%	主任級
				再任用	42			
				計	239			
4級	1 係長の職務 2 消防署の出張所長の職務 3 課等の長を直接補佐する職務	83	13.2%	係長	53	83	13.2%	係長級
				第一出張所長	11			
				第二出張所長	11			
				再任用	8			
				計	83			
5級	1 課長補佐、警防司令又は指揮司令の職務 2 消防署の分署長の職務 3 困難な業務を担当する出張所長の職務 4 困難な業務を担当する課等の長を直接補佐する職務	40	6.3%	課長補佐	16	40	6.3%	課長補佐級
				出張所長	2			
				第一警防司令	5			
				第一指揮司令	3			
				第一分署長	2			
				第二警防司令	5			
				第二指揮司令	3			
				第二分署長	2			
				再任用	2			
				計	40			
6級	1 消防局の課長又は主幹の職務 2 消防署の副署長の職務 3 指揮隊長の職務 4 特命事項又は特定業務を推進する業務を行う職務	17	2.7%	課長	5	17	2.7%	課長級
				主幹	1			
				第一指揮隊長	3			
				第二指揮隊長	3			
				副署長	5			
				計	17			
7級	1 消防局の次長又は局付消防監の職務 2 消防署長の職務	6	1.0%	次長	1	6	1.0%	部長級
				署長	5			
				計	6			
8級	消防局長の職務	0	0.0%		0	0	0.0%	局長級
				計	0			
合計		630	100.0%					

※割合については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

医療職給料表（四）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う職務	0	0.0%	-	0	0	0.0%	係長級
2級	相当の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う職務	0	0.0%	-	0	0	0.0%	課長補佐級
3級	1 課等の長の職務 2 困難な業務を行う出先機関等の長 3 困難な特命事項又は特定業務を推進する業務を行う職務 4 高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う職務	3	37.5%	所長	1	3	37.5%	課長級
				主幹	2			
				計	3			
4級	1 医監の職務 2 局等の長の職務 3 部等の長の職務 4 特に困難な業務を行う出先機関等の長 5 特に困難な特命事項又は特定業務を推進する業務を行う職務 6 極めて高度の知識又は経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務	5	62.5%	医監	1	5	62.5%	部長級
				所長	2			
				参事	2			
				計	5			
合計		8	100.0%					

※割合については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

高等学校職員給料表（五）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 助教諭、養護助教諭、常勤の講師又は実習助手の職務 2 専門的な知識又は経験を必要とする定型的業務を行う職務	3	2.5%	実習助手	3	106	89.1%	教諭級
				計	3			
2級	1 教諭、養護教諭の職務 2 専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	103	86.6%	教諭	82	5	4.2%	主幹教諭級
				養護教諭	2			
				指導主事	1			
				再任用	18			
計	103	5	4.2%	教頭級				
3級	1 主幹教諭の職務 2 高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	5	4.2%	主幹教諭	5	5	4.2%	教頭級
				計	5			
4級	1 教頭の職務 2 課等の長を直接補佐する職務 3 業務を処理する担当の統括的業務を行う職務 4 特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	5	4.2%	教頭	3	5	4.2%	校長級
				管理指導主事	2			
				計	5			
5級	1 校長の職務 2 課等の長の職務 3 困難又は重要な業務を担当する課等の長を直接補佐する職務 4 困難又は重要な業務を処理する担当の統括的業務を行う職務 5 特命事項又は特定業務を推進する業務を行う職務	3	2.5%	校長	3	3	2.5%	校長級
				計	3			
合計		119	100.0%					

※割合については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

幼稚園職員給料表（六）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	助教諭、教諭又は養護教諭の職務	4	4.1%	教諭	4	52	53.1%	教諭級
				計	4			
2級	専門的な知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職務	12	12.2%	教諭	12			
				計	12			
3級	高度の専門的な知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職務	36	36.7%	教諭	36			
				計	36			
4級	主任教諭の職務	15	15.3%	主任教諭	15	15	15.3%	主任教諭級
				計	15			
5級	園長の職務	28	28.6%	園長	28	28	28.6%	園長級
				計	28			
6級	重要又は困難な業務を行う園長の職務	3	3.1%	園長	3	3	3.1%	
				計	3			
合計		98	100.0%					

※割合については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

指導主事給料表（七）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	専門的な知識又は経験を必要とする定型的業務を行う職務	0	0.0%	-	0	0	0.0%	係員級
				計	0			
2級	専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	29	50.9%	指導主事	29	36	63.2%	係長級
				計	29			
3級	高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	7	12.3%	管理指導主事	4	7		
				指導主事	3			
				計	7			
4級	1 課等の長を直接補佐する職務 2 業務を処理する担当の統括的業務を行う職務 3 特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	13	22.8%	管理指導主事	7	13	22.8%	課長補佐級
				係長	6			
				計	13			
5級	1 課等の長の職務 2 困難又は重要な業務を担当する課等の長を直接補佐する職務 3 困難又は重要な業務を処理する担当の統括的業務を行う職務 4 特命事項又は特定業務を推進する業務を行う職務	8	14.0%	課長	5	8	14.0%	課長級
				係長	3			
				計	8			
合計		57	100.0%					

※割合については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。